

令和4年度 県独自調査による集計結果について

いじめ・不登校総合対策センター

調査年度: 令和4年度

調査対象: 鳥取県公立学校(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)

1 令和4年度不登校児童生徒の状況について (公立のみ)

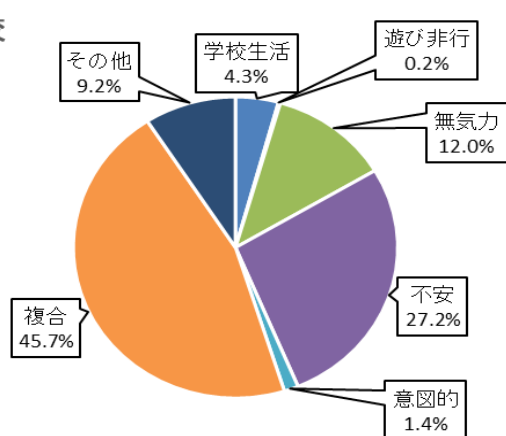
(1) 学年別不登校児童生徒数の推移 (県独自調査より)

(単位:人)

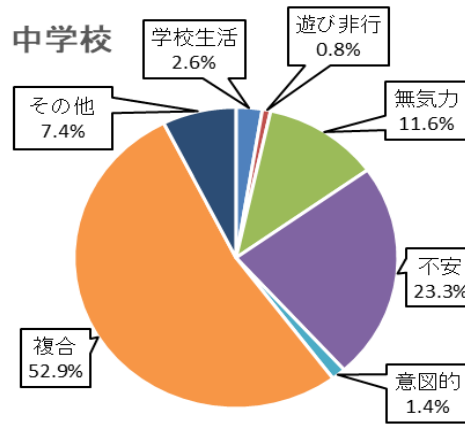
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小合計	中1	中2	中3	中合計
R2	17	25	53	58	80	109	342	150	184	204	538
R3	16	37	35	73	108	131	400	175	238	218	631
R4	25	40	57	85	121	164	492	252	282	308	842

(2) 不登校が継続している(していた)理由 (県独自調査より)

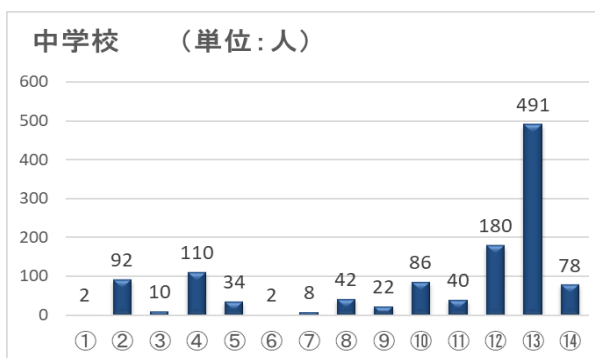
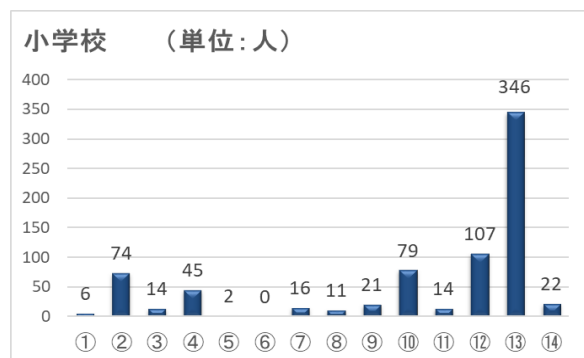
小学校



中学校



(3) 不登校の要因について <複数回答可> (県独自調査より)



(注)上のグラフの丸付き数字の内容

【学校に係る状況】

- ① いじめ
- ② いじめを除く友人関係をめぐる問題
- ③ 教職員との関係をめぐる問題
- ④ 学業の不振
- ⑤ 進路に係る不安
- ⑥ クラブ活動・部活動等への不適応
- ⑦ 学校のきまり等をめぐる問題
- ⑧ 入学・転編入学・進級時の不適応

【家庭に係る状況】

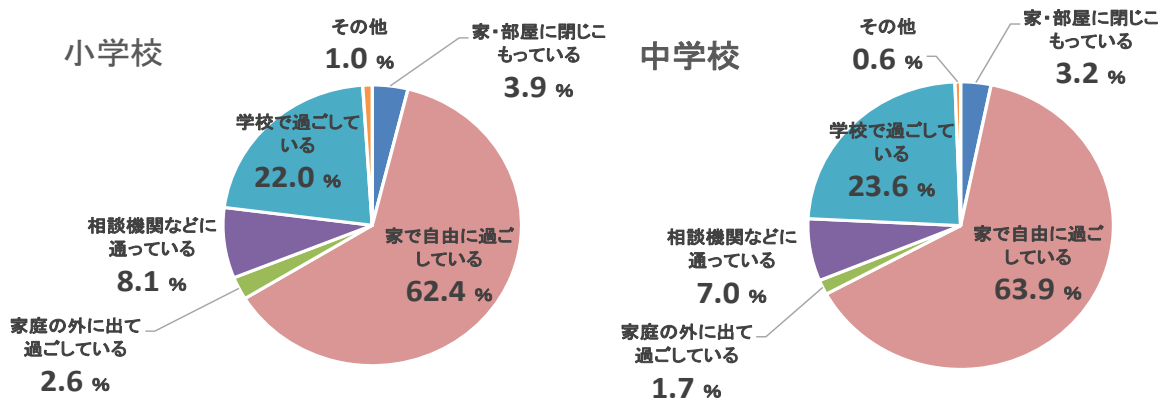
- ⑨ 家庭の生活環境の急激な変化
- ⑩ 親子の関わり方
- ⑪ 家庭内の不和

【本人に係る状況】

- ⑫ 生活リズムの乱れ、あそび、非行
- ⑬ 無気力、不安
- ⑭ ①～⑬に該当なし

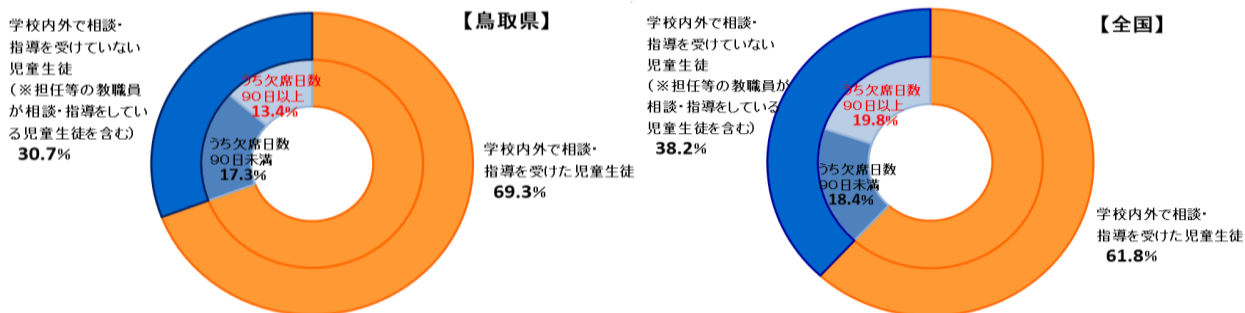
・本人に係る状況として「無気力、不安」が一番多いことから、児童生徒が不安等を感じたりする要因、背景を見取り、児童生徒理解に基づいた早期支援を行う必要がある。

(4)生活の様子について（県独自調査より）



- ・小学校では、「家で自由に過ごしている(R3:59.4%)」の割合が増え、「学校で過ごしている(R3:26.2%)」の割合が減っている。
- ・中学校では、「家・部屋で閉じこもっている(R3:5.0%)」、「家で自由に過ごしている(R3:64.8%)」の割合が減り、「学校で過ごしている(R3:19.0%)」の割合が昨年度と比較し、4.6%増えている。

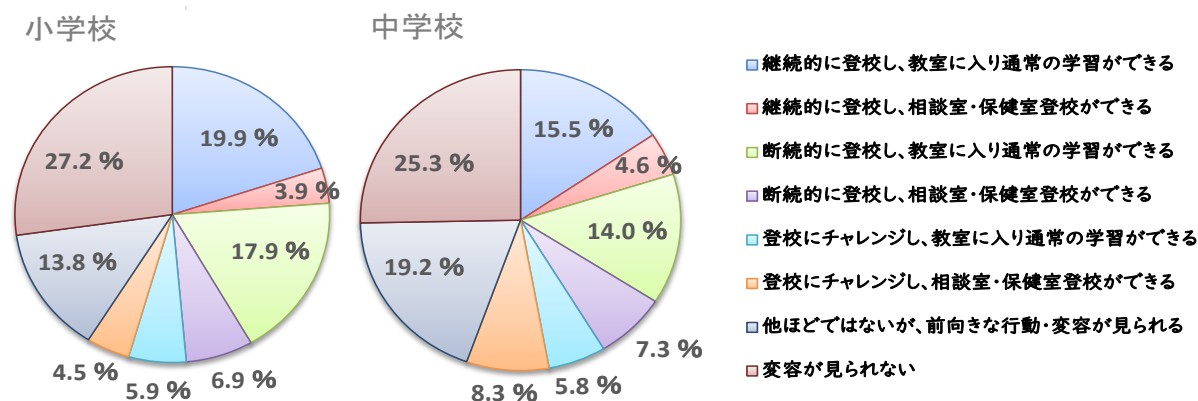
(5)相談・指導等を受けた学校内外の機関等について（県独自調査より）



※学校内外の機関等は、教育支援センター、児童相談所、病院、養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員等を指す。

- ・「学校内外で相談・指導を受けた児童生徒」の割合が全国と比べて7.5%多い。

(6)不登校児童生徒の状況の変容について（県独自調査より）



- ・小学校、中学校ともに「継続的に登校し、教室に入り通常の学習ができる」の割合が、昨年度と比べて増加している。（小学校R3:18.0%、中学校R3:11.1%）
- ・小学校、中学校ともに「変容が見られない」の割合が昨年度と比べて減少（小学校R3:31.7%、中学校R3:26.0%）していることから、不登校児童生徒の前向きな行動や変容が見られることが分かる。

2 令和4年度いじめの状況について（公立のみ）

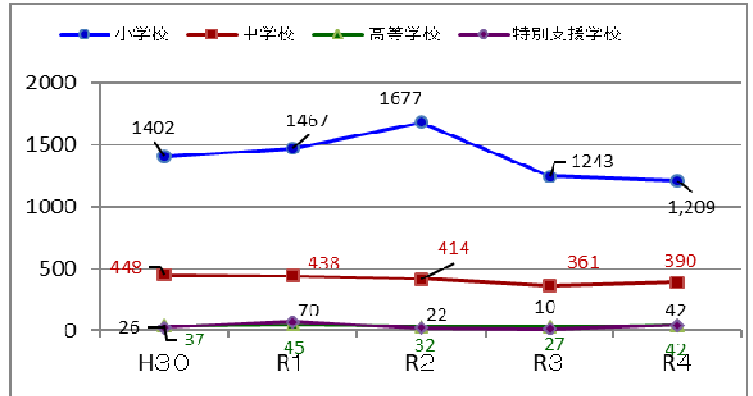
(1) いじめの認知

- ・ 小学校を除くすべての校種で前年度と比べ認知件数が増加している。
- ・ 学年別でみると校種の変り目である中学1年、高校1年でのいじめの認知件数が増加している。
（中1：57件、高1：23件の増加）

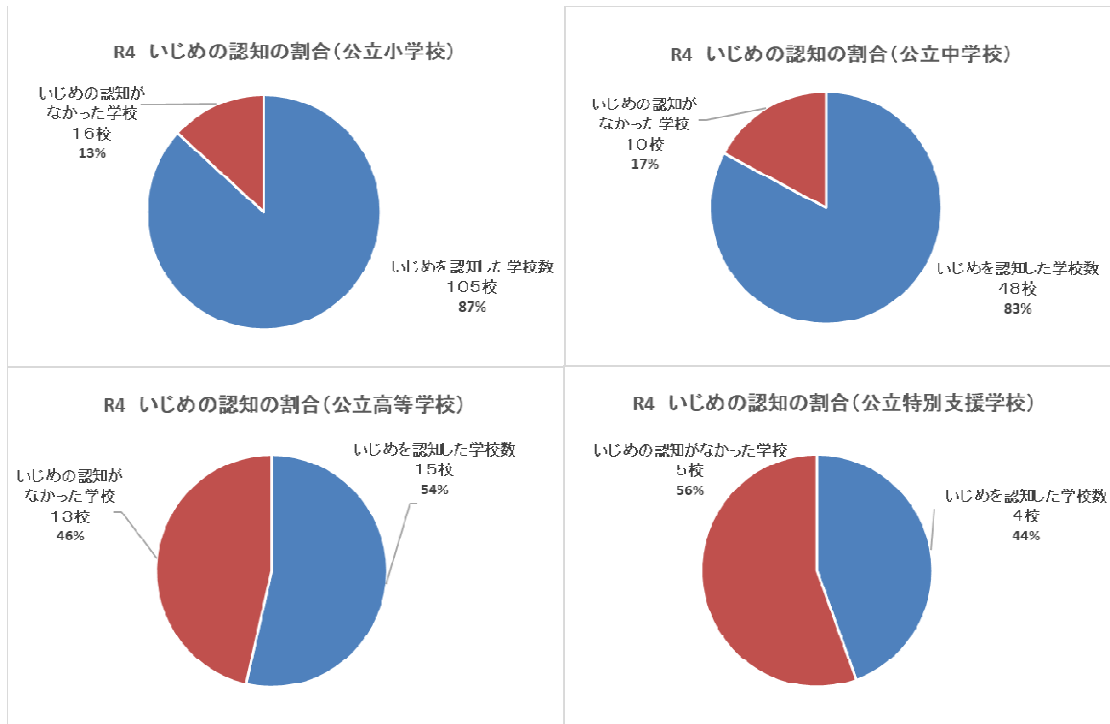
【学校におけるいじめの認知状況】（県独自調査より）

いじめの認知件数の推移（H30-R4）【単位：件】

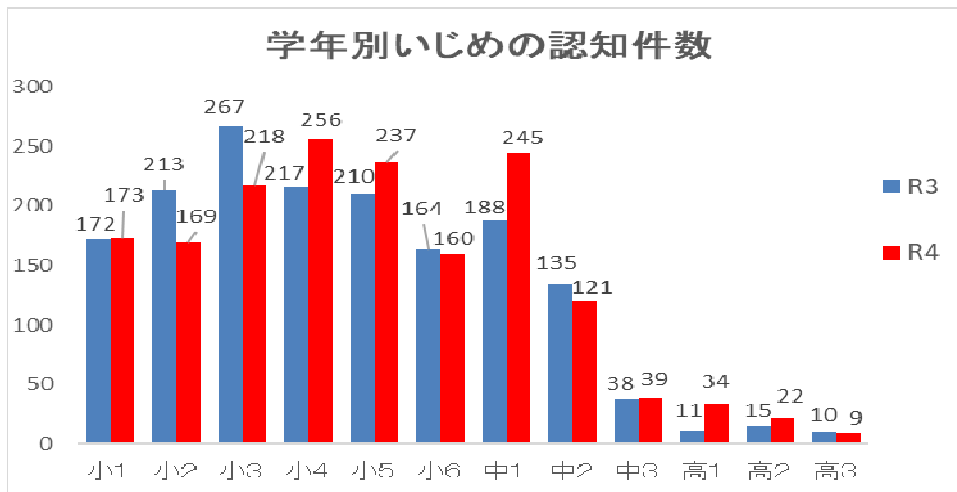
鳥取県(公立)	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	1402	1467	1677	1243	1,209
中学校	448	438	414	361	390
高等学校	37	45	32	27	42
特別支援学校	26	70	22	10	42
計	1913	2020	2145	1641	1,683
認知件数/千人	22.6	22.6	39.5	30.6	31.8



【いじめの認知の割合】（県独自調査より）



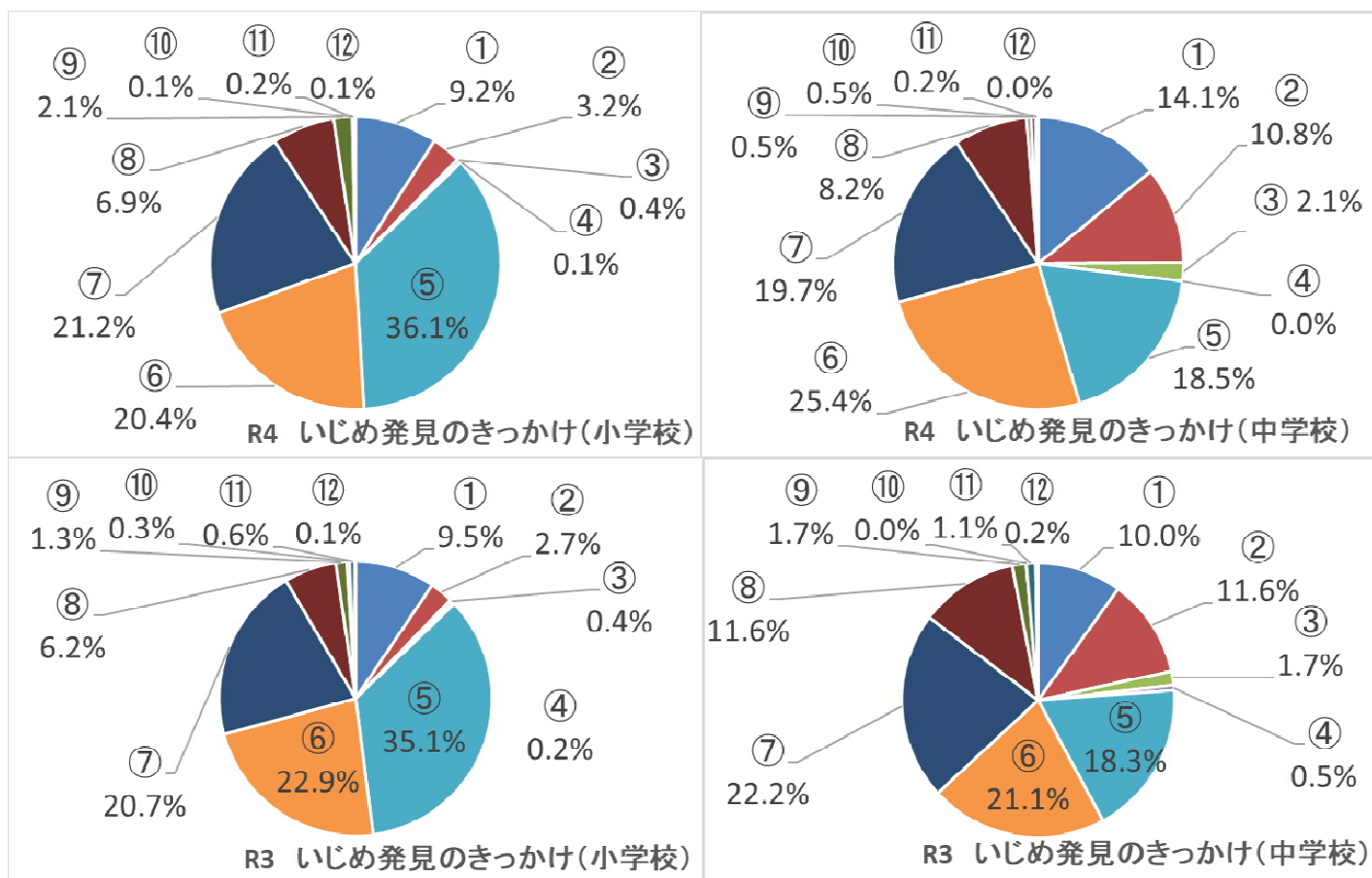
【学年別いじめの認知件数】（県独自調査より）



※特別支援学校の数を含む

(2) いじめ発見のきっかけ (県独自調査より)

- ・小、中学校ともに「アンケート調査などの取組により発見した」の割合が増加した。
- ・中学校では、「本人の訴えによる」の割合が増加した。

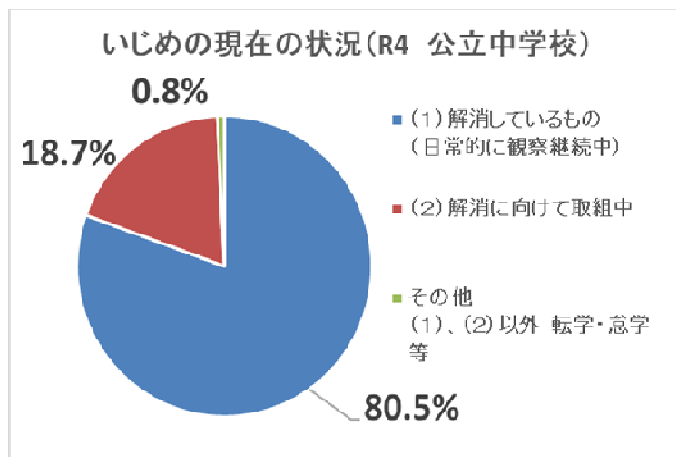
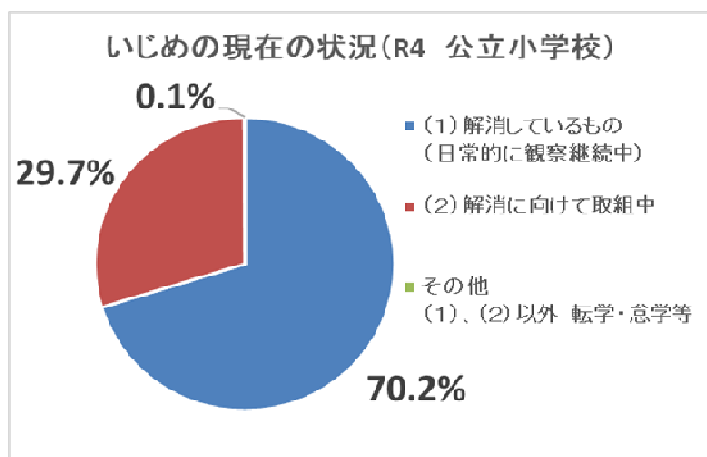


【円グラフにおける数字の内容】

- ① 学級担任が発見した
- ② 学級担任以外の教職員が発見した
- ③ 養護教諭が発見した
- ④ スクールカウンセラー等の相談員が発見した
- ⑤ アンケート調査などの取組により発見した
- ⑥ 本人からの訴え
- ⑦ 当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え
- ⑧ 児童生徒（本人を除く）からの情報
- ⑨ 保護者（本人の保護者を除く）からの情報
- ⑩ 地域の住民からの情報
- ⑪ 学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報
- ⑫ その他（匿名による投書など）

(3) いじめ発見の現在の状況 (県独自調査より)

※「現在」とは年度末を示す



鳥取県立美術館の開館時間や利用料金等の検討状況について

令和5年10月11日
美術館整備局美術館整備課

令和7年春に開館する県立美術館の開館時間や貸室の利用範囲、利用料金等について、指定管理者となるPFI事業者(鳥取県立美術館パートナーズ株式会社)が県民と対話を重ね、利用ニーズを聴きながら運営面等の観点も踏まえて具体の検討を進めているところです。

コレクション展の観覧料も含めて、指定管理予定者の現段階の検討状況について報告します。

1 開館時間や利用料金等の決定

鳥取県立美術館の設置等に関する条例(令和元年条例第5号)に基づき、開館時間や休館日はあらかじめ教育委員会の承認を得て、また、利用料金はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。

年明けには承認案を常任委員会に報告予定

開館の1年前には県民ギャラリー等の利用申込みを開始予定

2 第2回公開対話会の開催

(1) 日時・会場

8月26日(土) 午前10時から	鳥取市 鳥取県立生涯学習センター県民ふれあい会館 大研修室
8月26日(土) 午後 3時から	倉吉市 倉吉交流プラザ 大研修室
8月27日(日) 午後 2時から	南部町 キナルなんぶ 多目的ルーム1

これまでに、3月30日鳥取県文化団体連合会、4月23日鳥取県写真家連盟との意見交換会、第1回公開対話会(県内3会場)等を開催し、指定管理予定者と県が一体となって県民との意見交換を行っている。

(2) 参加者

3会場で計22名

(3) 指定管理予定者による検討案(主な内容)

開館時間 (検討案)	午前9時～午後5時 鳥取県立博物館と同じ
休館日 (検討案)	月曜日 鳥取県立博物館と同じ 開館日に臨時休館、又は休館日に臨時開館する場合あり。
貸室の対象 (検討案)	<p>1階: 県民ギャラリー(全面、分割可)、県民ギャラリー控室、ホール、スタジオ(1・2・3、全面可)、控室1、控室2、控室3、ひろま、えんがわ、創作テラス</p> <p>3階: 企画展示室、特別展示コーナー、展望テラス</p> <p>貸室について</p> <p>来館利用についての公開対話会</p>

県民ギャラリーの 利用単位・利用 料金・減免基準 (検討案)	利用単位 ・基本は1コマ1週間。固定する曜日の検討例:火曜～日曜(準備・撤収を含む) ・利用時間:1日(午前9時～午後5時)、半日(午前9時～午後1時、午後1時～5時) 利用料金				
	県民 ギャラリーの利用	4/1～5/31・10/1～11/30		6/1～9/30・12/1～3/31	
		冷暖房費含まず		冷暖房費込み	
		1日利用料	半日利用料	1日利用料	半日利用料
	全面利用 20区画 493㎡	30,000円	15,000円	36,000円	18,000円
分割利用 1区画 約25㎡	@1,500円× 利用する区画数	@750円× 利用する区画数	@1,800円× 利用する区画数	@900円× 利用する区画数	
県民ギャラリー控室	600円	300円	720円	360円	
減免基準 県立博物館等の例を参考として定める。					
県民ギャラリーの 利用申込方法 (検討案) 「とっとり施設 予約サービス」を 使用想定	利用時期		上期:4～9月利用	下期:10～3月利用	
	受付区分と利用条件				
	第一次受付:1コマ(1週間)以上利用・全面		前年4月	前年10月	
	第二次受付:1コマ(1週間)以上利用・分割		前年5月	前年11月	
	第三次受付:1週間未満利用・全面・分割		前年7月	当年1月	
利用条件に関係なく先着順による申込受付		前年8月	当年2月		
県民ギャラリー申込時に、関連して利用するひろま(例:開会式、表彰式)、ホール(例:講演会)、 スタジオ(例:創作ワークショップ)等の同時申込も可能。					

(4) 意見概要(アンケート等も含む。)

開館時間、休館日の利用について

- ・午後5時閉館の検討案だが、秋口から冬は夕方の来館者が多いこともある。柔軟性を持たせてはどうか。
- ・他館では休館日に準備・撤収作業できる例もある。半日でも利用できるようにしてほしい。

県民ギャラリーの施設利用について

- ・利用料金が高い。・1週間以上の利用は安くなるといい。
- ・準備・撤収などお客を入れない日は安くしてほしい。
- ・利用料金の設定は難しい問題だと感じた。利用したい側が「高い」と感じれば空きが増えるかもしれない、安ければ運営が困難になるかもしれない。都会と状況が異なる。
- ・片方は展示中、片方は準備・撤収を行う際の音などの影響は大丈夫か。
- ・複数団体利用による音の干渉の問題より、1団体のみの利用として他団体が空いてるスペースが使えないことの方が問題では。民間のギャラリーの数が減っていく中で、おそらく場所の取り合いになるのでは。

県民ギャラリーの備品利用について

- ・ガンタッカー(展示ワイヤーを展示壁に留めるための大きなホチキス)の使用について、許容範囲をはっきりさせるべき。他館では、担当者によって判断が異なり困る。
- ・キャプションボードを貼るため、両面テープも必要。

その他美術館に関するご意見等(高校生より)

- ・学生ギャラリーも常設してほしい。せっかく中部にあるので東・中・西部の学校の作品展示を持ち回りにして、学校を通さずに美術部の学生同士で「見に行こう!」と話し合えるような感じにしたい。

第1回及び第2回の公開対話会の意見概要は鳥取県立美術館ウェブサイトにて公開しています。

<https://tottori-moa.jp/news/4394/>

3 観覧料に関する指定管理予定者の検討案(コレクション展(通常展示)観覧料)

	一般	うち、		学生	高校生	中学生	小学生	未就学児
		(20人以上)	(70歳以上)					
県立美術館 指定管理 (検討案)	400円	320円	200円	200円				
県立博物館	180円	150円	無料(減免)					
倉吉博物館	220円	160円		110円	110円			
米子市美術館 指定管理	330円	270円						
島根県立美術館 指定管理	300円	240円	300円	200円				
広島県立美術館 指定管理	510円	410円		310円				

- ・倉吉博物館の大学生と高校生、島根県立美術館及び広島県立美術館の大学生に団体料金あり。
 米子市の団体料金は15人以上。広島県立美術館の一般のうち高齢者は65歳以上。